

中小民鉄事業者の収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客鉄道運賃の算定に適用する。

1. 適用範囲

本要領は、中小民鉄事業者（鉄道事業者及び軌道経営者からJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領を適用する鉄道事業者及び軌道経営者を除いたものをいう。）に適用する。ただし、鋼索鉄道については、適用しないものとする。

2. 収入・原価算定の方法と手順

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

（1）原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

（2）一般原則

① 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別損益は、原則としてこれを除外する。ただし、大規模災害等により、鉄道施設の喪失若しくは修繕に伴う災害損失、災害損失引当金等の特別損失を計上した場合又は受取保険金、災害損失引当金戻入益等の特別利益を計上した場合は、過去10年間に計上した当該特別損失から特別利益を控除した額の年度平均額を原価の算定の対象とすることができる。

② 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。

なお、鋼索鉄道は、これを鉄軌道事業部門と区分するものとする。

イ 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。

ロ 他部門と関連する収入及び原価は、一定の配賦基準で按分した鉄軌道事業分担当を鉄軌道事業部門に帰属させる。

③ 投融資については、これを独立の事業部門として処理することとする。

（3）原価の算定

① 人件費

実績及び事業計画を基礎とし、人件費上昇を考慮して適正に算定する。

② 修繕費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

③ 経費

イ 動力費

車両走行キロ当りの実績を基礎として、動力供給規定等を勘案し、物価上昇を考慮して算定する。

ロ その他の経費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

④ 諸税

実績及び工事計画等を基礎として算定する。

⑤ 減価償却費

実績年度末における鉄軌道資産及び工事計画等を基礎とし、税法に定める限度額によって算定する。

上記に加え、「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領」（平成12年鉄業第10号）第2章第3節12.（1）又は（2）に定める方法により算定することができる。これらの方法により減価償却費を算定して運賃改定を行う場合、これにより運賃水準が急激に上昇し利用者の利便を損なうことのないよう留意する。運賃改定の認可には有効期間等の条件を付す。

⑥ 営業外費用

イ 支払利息

原価計算期間中の平均借入額に平均借入率を乗じて算定する。

ロ その他

実績を基礎として算定する。

⑦ 配当所要額（適正利潤）

払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額とする。

（4）収入の算定

① 旅客運輸収入

過去の輸送実績に基づき、過去及び将来の特殊事情を考慮して旅客輸送数量を推計し、実績年度におけるキロ別輸送数量及びキロ別運賃を基礎として算定する。

なお、学生、障害者等に対して行う割引（新たに実施する場合を含む）等の特殊要因にあつてはこれを考慮する。

② 貨物運輸収入

旅客運輸収入の算定方式に準ずる。

③ 運輸雑収

実績を基礎とし、増収努力を見込んで算定する。

④ 営業外収益

運輸雑収の算定方式に準ずる。

（5）その他

固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損を行った鉄軌道事業者については、必要に応じて税務申告上用いている金額を用いるなど、個別事情を勘案して算定するものとする。

附 則

適用期日

本要領は平成12年3月1日以降の申請から適用する。

附 則（令和6年3月29日 国鉄事第892号）

適用期日

本要領は令和6年4月1日以降の申請から適用する。